

所 信

令和 5 年 9 月 25 日
日本証券業協会
全国証券取引所協議会
一般社団法人 投資信託協会

昨年度は、我々証券業界・資産運用業界が、かねてから要望し、悲願でもあった NISA の抜本的拡充・恒久化や金融経済教育推進機構の設立予定などの大きな成果につながった。また、スタートアップ育成 5 か年計画も決定された。もとより、こうした取組みが岸田政権の強いリーダーシップによって成し得られたことは言うまでもない。

我々証券業界・資産運用業界にとって、今年度はこれら新しくできた器に魂を入れる、とても重要な 1 年であると考えている。これにより、日本において古くて新しいテーマである「貯蓄から投資へ」という流れを、健全で本格的なものに導いてまいりたい。

また、本年内に政策プランが取りまとめられる「資産運用立国」の実現に向けても積極的に取り組む。

個人金融資産が証券市場に流入し、企業の成長を促し、企業価値の向上によって家計が潤う、そういう好循環を作っていきたい。

そのために、以下に掲げる課題に全力で取り組む所存である。

関係各位におかれては、一層の御理解と御協力をお願いしたい。

1. 国民の資産形成支援の強化

令和 6 年 1 月から開始される新しい NISA 制度の円滑な導入・実施及び健全な推進に向けて取り組む。

また、新たに令和 6 年中に設立される予定の金融経済教育推進機構について、関係各方面と連携し、同機構における運営体制の整備等の全面的な支援及び協力を行う。併せて金融リテラシー向上のため、全国銀行協会と連携しながら、引き続き、幅広い年代を対象に様々なアプローチを実施・強化する。

さらに、令和 6 年の公的年金の財政検証を見据えて、確定拠出年金制度（企業型 DC、iDeCo）の改革に向け、制度の拡充や事務の改善について、関係各方面への働きかけを行う。デリバティブ取引に係る金融所得課税の一体化等の要望も継続していく。

加えて、「貯蓄から投資へ」の流れを「成長と資産所得の好循環」につなげるべく、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応や株主との対話の推進など、投資先となる上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた取組みを後押しする。

2. スタートアップ育成の支援

非上場企業の資金調達の環境整備として、特定投資家向け銘柄制度（J-Ships）の周知活動を行うとともに、円滑なセカンダリー取引を可能とする流通市場の制度整備に向けた検討を行う。

また、株式投資型クラウドファンディングの制度改善、ベンチャーファンド市場に係る制度の円滑な実施や新興市場の更なる機能発揮に向けた検討等、スタートアップへのリスクマネー供給促進のための環境整備を行う。

新規株式公開（IPO）時の公開価格の設定プロセス等に関する改善策の円滑な実施に向け、制度周知を行う。

3. 資産運用立国の実現に向けた取組み

本年内に取りまとめが見込まれる政策プランの策定に向けて積極的に貢献するとともに、資産運用会社等のガバナンス改善・体制強化、資産運用力の向上及び運用対象の多様化等を通じ、「資産運用立国」の実現に取り組む。

4. SDGs の達成に向けた取組み

サステナブルファイナンスの推進に向け、国内外の関係機関等との協力・連携の強化を図りつつ、「サステナブルファイナンス推進宣言」を着実に実行するとともに、サステナブルファイナンスに係る市場関係者の人材育成強化等に資する施策を検討、実施するほか、我が国の産業界の脱炭素を押し進めるためにトランジションファイナンスの促進、国が発行予定の GX 経済移行債のフォロー・支援を行う。

さらに、研修やセミナーの実施などを通じて、証券業界・資産運用業界における働き方改革やダイバーシティの一層の推進を図る。

5. デジタルトランスフォーメーション(DX)の促進

顧客交付書面のデジタル原則化という成果を、より本質的な取組みが可能となるよう、関係法令等の整備状況を注視し、必要な対応を進める。

また、政府における経済安全保障に係る戦略的な方向性を踏まえ、サイバーセキュリティ対策に関する情報提供や研修を実施する。

さらに、ブロックチェーン技術を活用した株式や債券等（トークン化有価証券）について、投資者保護及び市場の健全な育成の観点から必要な検討・対応を行うとともに、証券市場における金融イノベーションに関する動向等を踏まえ、情報収集や調査・研究を進める。

6. 高齢社会に対応した金融サービスの実現に向けて

高齢世代の継続的な資産運用・管理や、次世代へその資産及びリテラシーを継承するための代理人等取引のあり方について引き続き調査・検討を行うとともに、その方向性を示せるよう関係各方面との意見交換を行う。

さらに、高齢顧客の属性や状況により適応した金融サービスの提供に資するよう、必要な対応を進めるとともに、世代間の資産移転を推進するため、相続税評価額の見直し等について検討を進め、関係各方面への働きかけを行う。

7. コンプライアンス体制の向上

証券会社及び登録金融機関向けにコンプライアンスに関する相談窓口を新設する。その活用などにより、コンプライアンス体制の向上を目指す。

また、顧客本位の業務運営の実践のために創意工夫していくなかで、必要以上に形式的・画一的となっている規制の緩和について検討・働きかけを行うなど、規制のスクラップアンドビルドに向けた取組みを行う。

8. 人材の育成及び国内外のステークホルダーとの連携強化

人材の育成に向けた研修制度の充実を図る。

また、世界に開かれた国際金融センターとしての我が国の地位確立に向けて、我が国金融資本市場の現状・取組みについて、日本証券サミット等海外に向けた積極的な情報発信やプロモーションを行う。また、アジア証券人フォーラム（ASF）等を通じたトランジションファイナンスへの理解の深化及び新興市場支援に注力する。

加えて、金融資本市場に関する国際的な法規制、基準設定、市場実務等の動向について国内外の関係機関と連携や情報交換を図るとともに、必要な意見発信を行いながら、共通課題への対応を図る。

以上